

岐阜市立中学校給食調理業務委託
事業者選定に係る公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

岐阜市は、岐阜市立中学校で実施する学校給食について、民間事業者の高い技術力等を活用するため、給食調理業務を民間事業者に委託しており、契約期間満了となった際は改めて民間事業者の選定を行うこととしている。

委託する民間事業者の選定にあたっては、学校給食の質の保持と調理業務等の安全性、効率性及び継続性を確保するため、提案書に基づく公募型プロポーザル方式を採用する。

応募する事業者（以下「応募事業者」とする）は、この実施要領等（基本仕様書、その他の書類等を含む）の内容を踏まえ、提案書及び関係書類を提出するものとする。

2 委託する業務内容等

(1) 委託業務名

- ① 岐阜市立精華中学校給食調理業務委託
- ② 岐阜市立岐北中学校給食調理業務委託
- ③ 岐阜市立陽南中学校給食調理業務委託

(2) 対象施設

① 岐阜市立精華中学校給食調理業務委託

名称	岐阜市立精華中学校	
所在地	岐阜市鏡島精華1丁目11番27号	
施設概要	面積	247㎡
	構造	鉄筋コンクリート造
	厨房方式	ウエット方式（ドライ運用）

② 岐阜市立岐北中学校給食調理業務委託

名称	岐阜市立岐北中学校	
所在地	岐阜市御望971番地1の2	
施設概要	面積	200㎡
	構造	鉄筋コンクリート造
	厨房方式	ウエット方式（ドライ運用）

③ 岐阜市立陽南中学校給食調理業務委託

名称	岐阜市立陽南中学校	
所在地	岐阜市六条東1丁目1番1号	
施設概要	面積	271㎡
	構造	鉄筋コンクリート造
	厨房方式	ウエット方式（ドライ運用）

(3) 業務内容

中学校給食室における給食の調理、調理した給食等の配膳並びに給食喫食後の食器洗浄及び清掃とし、詳細は別紙基本仕様書のとおりとする。

(4) 遵守すべき基準等

- ① 厚生労働省「大量調理施設衛生管理マニュアル」(平成29年6月改正)
- ② 文部科学省「学校給食衛生管理基準」(平成21年3月)
- ③ 文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part I」(平成21年3月)
- ④ 文部科学省「調理場における洗浄・消毒マニュアル Part II」(平成22年3月)
- ⑤ 文部科学省「調理場における衛生管理&調理技術マニュアル」(平成23年3月)
- ⑥ 岐阜市「岐阜市学校給食衛生管理マニュアル」(令和3年4月改訂)
- ⑦ 岐阜市「岐阜市学校給食調理作業マニュアル」(令和3年4月改訂)
- ⑧ 岐阜市「岐阜市学校給食における食物アレルギーの手引」(令和4年4月改訂)
- ⑨ 岐阜市「学校給食における危機管理マニュアル」(令和3年4月改訂)

(5) 契約期間

契約締結の日から令和7年7月31日まで。

ただし、岐阜市立精華中学校給食調理業務委託の業務履行期間は、令和4年8月30日から令和7年7月31日までとし、契約締結の日から令和4年8月29日までの間は習熟訓練等の準備期間とする。

岐阜市立岐北中学校給食調理業務委託の業務履行期間は、令和4年9月2日から令和7年7月31日までとし、契約締結の日から令和4年9月1日までの間は習熟訓練等の準備期間とする。

岐阜市立陽南中学校給食調理業務委託の業務履行期間は、令和4年8月30日から令和7年7月31日までとし、契約締結の日から令和4年8月29日までの間は習熟訓練等の準備期間とする。

(6) 予定価格(消費税及び地方消費税を含む。)

- ① 岐阜市立精華中学校給食調理業務委託 74,451,300円

なお、契約期間中の各年度の支払い上限額は下記のとおりとする。

年度	支払い上限額(円)
令和4年度	15,792,700
令和5年度	24,817,100
令和6年度	24,817,100
令和7年度	9,024,400

- ② 岐阜市立岐北中学校給食調理業務委託 69,006,300円

なお、契約期間中の各年度の支払い上限額は下記のとおりとする。

年度	支払い上限額 (円)
令和4年度	14,637,700
令和5年度	23,002,100
令和6年度	23,002,100
令和7年度	8,364,400

③ 岐阜市立陽南中学校給食調理業務委託 63,670,200円

なお、契約期間中の各年度の支払い上限額は下記のとおりとする。

年度	支払い上限額 (円)
令和4年度	13,505,800
令和5年度	21,223,400
令和6年度	21,223,400
令和7年度	7,717,600

3 応募事業者の条件等

(1) 応募資格

応募事業者は、応募時において次に掲げる要件を全て満たしていなければならない。

① 応募事業者の資格要件

ア 岐阜市競争入札参加者選定要綱（平成13年6月1日決裁）第2条に規定する岐阜市競争入札参加資格者名簿に登録された者であること。

イ 各業務委託において、次の(i)又は(ii)のいずれかの要件を満たす者であること。

(i)	<p>学校給食の受注実績を継続して1年以上有していること。</p> <p>※「学校給食」とは、学校給食法（昭和29年法律第160号）第3条第1項に規定する学校給食及び特別支援学校の幼稚部及び高等部における学校給食に関する法律（昭和32年法律第118号）第2条に規定する学校給食をいう。以下同じ。</p>
(ii)	<p>平成29年4月1日以降に、健康増進法（平成14年法律第103号）に定める「特定給食施設」において継続して1年以上の本委託に係る業務と同種の業務に係る業務実績を有すること。</p> <p>※「特定給食施設」とは、健康増進法施行規則（平成15年厚生労働省令第86号）第5条に規定する特定かつ多数の者に対して継続的に食事を提供する施設のうち栄養管理が必要なものとして1回100食以上又は1日250食以上の食事を提供する施設をいう。以下同じ。</p>

ウ 各業務委託において、次の(i)又は(ii)のいずれかの要件を満たす者を業務責任者及び業務副責任者としてそれぞれ配置することができること。

(i)	<p>a 栄養士又は管理栄養士の資格を有する者</p> <p>b 正社員（契約時において就業規則の適用を受け、正社員、正規職員等の身分の者）である者</p> <p>（a 及び b の条件を満たすこと。）</p>
(ii)	<p>a 調理師の資格を有する者</p> <p>b 正社員（契約時において就業規則の適用を受け、正社員、正規職員等の身分の者）である者</p> <p>c 調理師資格取得後、特定給食施設において通算 3 年以上の業務経験がある者</p> <p>（a から c までの条件を満たすこと。）</p>

エ 製造物責任に関する生産物賠償責任保険に加入していること。

オ 契約締結時点でイ及びエの要件を満たす代行保証人を確保できること。

② 応募事業者の制限

次のいずれかに該当する者は、応募することができない。

ア 他の応募事業者と以下の関係がある者

a 資本関係

以下のいずれかに該当する場合をいう。ただし、子会社又は子会社の一方が民事再生法（平成 1 1 年法律第 2 2 5 号）の規定による再生手続開始の決定又は会社更生法（平成 1 4 年法律第 1 5 4 号）の規定による更生手続開始の決定を受けた会社である場合は除く。

(a) 親会社と子会社の関係にある場合

(b) 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合

b 人的関係

以下のいずれかに該当する場合をいう。ただし、(a) については、会社の一方が更生会社又は再生手続が係属中の会社である場合を除く。

(a) 一方の会社の役員が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合

(b) 一方の会社の役員が、他方の会社の管財人を現に兼ねている場合

c その他本プロポーザルの適正さが阻害されると認められる関係

上記 a 及び b と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

イ 地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 6 7 条の 4 の規定に該当する者

ウ 岐阜市競争入札参加資格停止措置要領（昭和 6 2 年 3 月 2 7 日決裁）の規定による資格停止を受けている者

エ 破産法（平成 1 6 年法律第 7 5 号）の規定による破産手続開始の申立て、会社更生法の規定による更生手続開始の申立て又は民事再生法の規定による再生手続開始の申立てがなされている者。ただし、会社更生法の規定による更生計画認可の決定（確定したものに限る。）又は民事再生法の規定による再生計画認可の決定（確定したものに限る。）を受けた者は、この限りでない。

オ この公告前 6 か月間に、不渡手形又は不渡小切手を出した者

カ 国税又は地方税を滞納している者

キ 岐阜市が行う契約からの暴力団排除に関する措置要綱（平成23年3月31日決裁）に規定する排除措置対象法人等に該当する者

ク この公告前3年間に、東海3県（岐阜県、愛知県、三重県）において食品衛生法（昭和22年法律第233号）第55条の規定により営業許可の取消し又は複数回の営業の禁止若しくは停止の処分を受けたことがある者

③ 応募資格の基準日

応募資格の基準日は、参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出日とする。

(2) 応募に関する留意事項

① プロポーザル実施要領等の承諾

応募事業者は、参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出をもって、プロポーザル実施要領等の記載内容を承諾したものとみなす。

② 応募費用の負担

応募に関して必要な費用は、応募事業者の負担とする。

③ 著作権

応募事業者から実施要領に基づき提出される書類の著作権は、原則として書類の作成者に帰属する。ただし、採用した提案書等の著作権は、岐阜市に帰属するものとする。

④ 提出書類の取扱い

ア 岐阜市が受理した提出書類については変更できないものとし、返却しない。

イ 岐阜市情報公開条例（昭和60年岐阜市条例第28号）の規定による公開請求により公開する場合がある。

⑤ 資料の取扱い

提出書類作成に伴い岐阜市より受領した資料は、岐阜市の了解なく公表し、又は第三者に対してこれを使用させ、若しくは内容を提示することを禁止する。

⑥ その他

ア 岐阜市が提示する資料及び回答書は、実施要領等と一体のものとして、同一の効力を有するものとする。

イ 実施要領等に定めるもののほか、応募に当たって必要な事項が生じた場合は、応募者に通知する。

4 事業者募集等のスケジュール

(1) スケジュール表

募集から業務開始までのスケジュールは、次のとおりとする。ただし、受付等は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日には行わない。

内 容	日 程
実施要領等の公表	令和4年4月20日（水）

実施要領等に関する質疑の受付	令和4年4月21日（木）～26日（火）
実施要領等に関する質疑の回答	令和4年5月6日（金）
参加表明書(兼応募資格審査申請書)の受付	令和4年5月9日（月）～11日（水）
現場説明	令和4年5月16日（月）～18日（水）
基本仕様書等に関する質疑の受付	令和4年5月17日（火）～19日（木）
基本仕様書等に関する質疑の回答	令和4年5月24日（火）
提案書の受付	令和4年5月25日（水）～27日（金）
プレゼンテーション及びヒアリング審査	令和4年6月3日（金）
選定結果の通知	令和4年6月中旬
受注事業者の決定	令和4年6月下旬
業務開始準備	契約締結日から夏季休業日明けの給食開始日の前日まで
業務履行開始	夏季休業日明けの給食開始日から

(2) 実施要領等の公表

実施要領等を岐阜市のホームページにおいて、次のとおり公開する。

① 配布期間

令和4年4月20日（水）から5月11日（水）まで

② 公表書類

ア 岐阜市立中学校給食調理業務委託事業者選定に係る「公募型プロポーザル実施要領」

イ 同「基本仕様書」

ウ 同「様式集」

(3) 実施要領等に関する質問の受付等

実施要領及び参加表明に関する様式（参加表明書、資格要件確認書等）等の内容に関する質問は、次のとおり受け付ける。また、回答は岐阜市ホームページにおいて公開することによって行う。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

① 質問の提出方法

質問票（様式第12号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。

また、必ず電話にて質問を提出した旨の連絡をすること。

② 受付日時

令和4年4月21日（木）午前9時から4月26日（火）午後5時まで

③ 回答期日

令和4年5月6日（金）

④ Eメールアドレス

g-kyushoku@city.gifu.gifu.jp

(4) 参加表明書（兼応募資格審査申請書）の提出

応募事業者は、次の要領により提出する。なお、一応募事業者が複数の業務委託について応募する場合、重複して提出する必要はない。

① 提出期間

令和4年5月9日（月）から5月11日（水）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までは除く。

② 提出書類

- ア 参加表明書（兼応募資格審査申請書）（様式第1号）・・・1部
- イ 様式第1号に添付する書類・・・・・・・・・・・・・・・・各1部

③ 提出先

〒500-8701 岐阜市司町40番地1
岐阜市教育委員会事務局学校給食課
電話 058-214-2363（直通）

④ 提出方法

直接持参、郵送（書留）又は宅配便とする。それ以外の方法による提出は認めない。ただし、郵送又は宅配便の場合は、令和4年5月11日（水）必着とする。また、会社の概要については、次のとおり提出すること。

- ・会社の沿革及び組織をA4版フラットファイル（縦型）に綴じ、ファイルの表紙及び背表紙に応募事業者名を記載すること。ただし、PR用パンフレットでも可とする。

(5) 現場説明

応募事業者のうち、現在、岐阜市立中学校の調理業務を行っていない事業者及び参加希望者は、現場説明参加申込書を参加表明提出時に合わせて提出し、現場説明に参加すること。ただし、複数の業務委託に応募する場合であっても、現場説明の参加は1回とする。

現場説明は応募事業者それぞれ個別に行い、日時等については参加表明書に記載されたメールアドレスに、Eメールで通知する。岐阜市からの日時の通知については、Eメール受領の確認をEメールにより報告すること。

① 日時

令和4年5月16日（月）から5月18日（水）までの午後2時から午後5時まで

② 場所

精華中学校、岐北中学校、陽南中学校のうち1校

(6) 基本仕様書等に関する質問の受付等

基本仕様書、調理場及び提案書等に関する質問は、次のとおり受け付ける。また、回答は、岐阜市ホームページにおいて公開することによって行う。ただし、質問の内容によって本プロポーザル方式による事業者選定に公平性を保てない場合には回答しないことがある。なお、質問に対する回答は、実施要領等の追加又は修正とみなす。

① 質問の提出方法

質問票（様式第12号）に内容を簡潔にまとめて記載し、Eメールにより提出すること。

また、必ず電話にて質問を提出した旨の連絡をすること。

② 受付日時

令和4年5月17日（火）午前9時から5月19日（木）午後5時まで

③ 回答期日

令和4年5月24日（火）

④ Eメールアドレス

g-kyushoku@city.gifu.gifu.jp

(7) 提案書の提出

応募事業者は、審査に係る提案書類を次の要領により提出すること。

① 提出期間

令和4年5月25日（水）から5月27日（金）までの午前9時から午後5時までとする。ただし、正午から午後1時までを除く。

② 提出書類

- ア 審査に係る提案書類提出書（様式第5号）・・・1部
- イ 提案書（様式第6号～第9号）・・・・・・・・・・12部
- ウ 見積書（様式第10号）・・・・・・・・・・1部
- エ 申立書（様式第11号）・・・・・・・・・・1部

③ 提出先

岐阜市教育委員会事務局学校給食課

④ 提出方法

ア 提案書は直接持参とし、それ以外の方法による提出は認めない。

イ 提案書の様式

- ・ A4版用紙、横書き、左綴じとし、ページ番号を付けること。
- ・ 図表等については、A3判用紙の折込みを可とする。
- ・ 用紙は片面で1ページとし、両面印刷の場合は2ページと数えること。
- ・ 提案書（様式第7号～9号）について記載すること。
- ・ 複数校応募する場合、様式第7号及び第9号については共通とし、様式第8号については業務委託ごとの提案とする（提案書は、様式第7号、複数校分の様式第8号、様式第9号の順に綴じることとする。）。
- ・ 様式第6号に応募する学校名を記入し、提案書の表紙とすること。
- ・ 提案者を識別し得る情報（社名、ロゴ、製品名等）を含んではならない。

ウ 失格となる提案書

- ・ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しないもの。
- ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
- ・ 虚偽の内容が記載されているもの。

エ 見積書（様式第10号）

- ・ 見積額は、毎年度ごとに記載すること。
- ・ 基本仕様書に基づき作成すること。

- ・見積書に年度ごとの詳細な積算内訳書を添付すること。
- ・見積書に押印する印鑑は、会社印及び代表者印とする。
- ・見積内容は提案書等と同一のものとし、相違するものは認めない。
- ・見積額は、取引に係る消費税及び地方消費税を含んだ金額とする。
なお、税率は10%とする。

(8) プレゼンテーション及びヒアリング審査

① 日時及び場所

令和4年6月3日（金）に行う。時間及び場所は、令和4年6月1日（水）までに提案書提出者に別途Eメールで通知する。岐阜市からの日時の通知については、Eメール受領の確認をEメールにより報告すること。

② 実施時間

原則20分程度（説明10分程度、質疑10分程度）とするが、応募者数が多数となった場合等は、時間を調整することがある。また、複数の業務委託に応募した者については、実施時間を延長することがある。

③ 出席者

3名までとする。

④ 準備物

パソコン等を使用する場合は、各自準備すること（スクリーン、プロジェクター及び延長ケーブルは岐阜市で準備する。）。

⑤ プレゼンテーション及びヒアリング審査の順番

書類の受付順とする。

(9) 選定結果の通知

選定結果については、文書にて通知する。

5 提案書等の審査方法

(1) 審査委員会の設置

岐阜市学校給食に係る給食調理等業務委託事業者審査委員会（以下「審査委員会」という。）が選定審査を行う。

(2) 審査の方法

① 応募資格の確認審査

岐阜市は、応募資格の確認審査を応募資格審査申請書類により、この実施要領に記載している応募事業者の備えるべき要件を満たしていることを確認し、資格不備の場合は、失格とする。

② プレゼンテーション及びヒアリング審査

応募資格要件を満たした応募事業者を対象にプレゼンテーション及びヒアリング審査を実施し、業務実施候補者選定基準に基づき採点する。審査委員会は、応募事業者の提案書、

プレゼンテーション、ヒアリング内容等を対象に審査し、業務実施候補者を選定する。

なお、審査は業務委託ごとに行うため、一応募事業者が複数の業務委託について応募していた場合、一つの業務実施候補者に選定されても、他の業務委託の業務実施候補者に選定されるとは限らない。

③ 審査の基準

ア 評価値について

評価値は、内容等に関する評価点（以下「内容点」という。）及び価格等に関する評価点（以下「価格点」という。）の合計値（最高点は、100点）とする。

イ 内容点について

岐阜市立中学校給食調理業務委託事業者選定に係る評価項目一覧表（以下「評価項目一覧表」という。）に基づき、各評価項目について基礎配点上限に評価点を算出し、その合計を内容点とする。内容点の最高点は、70点とする。

<評価項目一覧表>

評価項目	基礎配点
調理業務等実施体制	35
円滑な運営体制	25
地域貢献活動	10
合計	70点

ウ 価格点について

価格点は見積金額から算定する。価格点の最高点は、30点とする。

価格点の算出方式は、以下のとおりとする。

$$\text{価格点} = 120 \times ((\text{予定価格} - \text{見積価格}) / \text{予定価格})$$

④ 業務実施候補者の決定

岐阜市は、審査委員会の審査結果を踏まえ、業務実施候補者を決定する。

⑤ 審査結果は、全ての応募事業者に通知する。ただし、各評価項目の点数及び評価値を算出するための計算式は、公開しないものとする。また、結果に対する異議は、受け付けない。

⑥ 業務実施候補者として選定された者を優先交渉権者として契約締結の交渉を行う。なお、当該交渉が不調に至ったときは、順位付けを行った応募事業者の上位の者から順に契約締結の交渉を行う。

6 事務局

〒500-8701 岐阜市司町40番地1

岐阜市教育委員会事務局学校給食課（担当：遠山）

電話 058-214-2363（直通）

Eメールアドレス g-kyushoku@city.gifu.gifu.jp

7 その他

- (1) 本手続において使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (2) 応募事業者の失格について
次のいずれかに該当した者は失格とする。
- ① 応募資格確認後から選定結果の決定日までに、応募事業者の備えるべき要件を欠くに至った者
 - ② この公告後、審査委員会委員と本業務に関する接触を求めた者
 - ③ 評価基準において見積金額が「2 委託する業務内容等（6）」に定める予定価格を超える者
 - ④ 複数の提案を行った者
 - ⑤ 同一事項に対し、2通り以上の書類を提出した者
 - ⑥ 審査の公平性に影響を与える行為があった者
 - ⑦ 著しく信義に反する行為があった者
- (3) 提出された提案書等において、内容その他岐阜市が必要と認めた事項については、記載内容の聞き取り、証明書類等の提出を求める場合がある。
- (4) 提案書等に虚偽の記載をした者は失格にするとともに、岐阜市競争入札参加資格停止措置要領に規定する資格停止措置を行うことがある。
- (5) 審査委員会において選定された業務実施候補者との契約締結後に、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定による消費税及び地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の額に変動が生じた場合は、発注者は、この契約をなんら変更することなく契約金額に相当額を加減して支払う。